

東京都北区政策提案協働事業実施要綱

20 北地地第 1307 号
平成 20 年 6 月 18 日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、NPO、ボランティア等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業(以下「提案事業」という。)を提案した団体(以下「提案団体」という。)の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業(以下「協働事業」という。)を進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(提案団体の要件)

第2条 提案団体は、次に掲げる要件を満たすことが必要である。

- (1) 北区内に主たる事務所又は活動拠点を有すること。
- (2) 5人以上で構成されていること。
- (3) 団体の運営に関する規則等が整っていること。
- (4) 予算及び決算が適正に行われていること。
- (5) 公共の利益を目的とした活動を行う団体であること。
- (6) 公共の利益を目的とした活動の実績又は協働事業を遂行できる能力を有すること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

(提案事業の要件)

第3条 提案事業は、次に掲げる要件を満たすものとし、提案団体の自由な発想により提案する事業(以下「自由提案事業」という。)と区が提起した課題に対して提案する事業(以下「課題提案事業」という。)とに区分する。ただし、課題提案事業については区長が必要と認めた場合に募集を行うものとする。

- (1) 区の地域課題の解決に向け、新たな視点で提案団体と区が取り組むことのできる事業であること。
- (2) 提案団体の特性を活かして提案団体が主体的に取り組める事業であること。
- (3) 提案事業に対する活動経験があり、一定の手法による実施が見込まれる事業であること。
- (4) 区と協働で取り組むことにより高い事業成果が期待できる事業であること。
- (5) 実施年度内に一定の成果が期待できる事業であること。
- (6) 区民福祉の向上に寄与する事業であること。

(募集)

第4条 区長は、毎年度、前条の課題提案事業の募集の有無を決定した上、別に募集の期間等を定めて事業の提案を募集するものとする。

2 提案団体は、前条の提案事業の区分に従い、北区政策提案協働事業申請書(別記第1号様式又は第1号様式の2)に別表に定める書類を添えて区長に提案するものとする。

(協働事業候補の選定)

第5条 区長は、北区協働地域づくり推進事業選定委員会(平成19年4月27日区長決裁19北地地第1081号。以下「委員会」という。)に協働事業の候補となる事業(以下「協働候補事業」という。)の選定を諮問する。

2 委員会は、前項の規定による諮問を受けたときは、提案事業の選定基準を作成するとともに、協働事業の候補となる事業(以下「協働候補事業」という。)を選定し、区長に答申する。

3 区長は、協働候補事業の選定に際し、提案事業に関わる意見を委員会に提供するものとする。

(協働事業の決定)

第6条 区長は、前条第2項の規定による答申を参考に、協働事業を決定する。

2 区長は、第1項の規定により、協働事業の決定をしたときは東京都北区政策提案協働事業決定通知書(別記第2号様式)により提案団体に通知し、協働事業として採用しないと決定したときは東京都北区政策提案協働事業非決定通知書(別記第3号様式)により提案団体に通知する。

(区の負担額)

第7条 協働事業は、東京都北区協働推進基金を活用し、第4項及び第5項ただし書に規定する上限の範囲内でその経費を区が負担する。

2 協働事業は、最長3年度間を限度として実施するものとする。

3 協働事業を実施する場合は、提案団体と区で予算の見積りについて協議する。

4 区の負担額の上限は、次に掲げるとおりとする。

(1)単年度の事業の場合 300万円

(2)2年度間の事業の場合 計500万円

(3)3年度間の事業の場合 計650万円

5 前項第2号及び第3号の場合における各年度の負担額は、その範囲内において区長が定めるものとする。ただし、1年度間300万円を上限とする。

(協定書の締結)

第8条 区長及び東京都北区政策提案協働事業決定通知を受領した提案団体は、協働事業の実施に向けて協議し、事業実施に当たっての基本的事項、役割分担等を明示した協定書を締結するものとする。

(事業評価)

第9条 区長及び提案団体は、それぞれ共同して、協働事業終了後、事業成果等の分析及び評価を行う。

(情報公開)

第10条 区長は、協働事業の審査過程及び審査結果について公表するものとする。

(事務局)

第11条 協働事業の決定に係る事務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 18 日から施行する。

付 則(平成 21 年 6 月 8 日区長決裁 21 北地地第 1381 号)

この要綱は、平成 21 年 6 月 8 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月 31 日区長決裁 21 北地地第 2666 号)

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

付 則(平成 22 年 5 月 31 日区長決裁 22 北地地第 1365 号)

この要綱は、平成 22 年 5 月 31 日から施行する。

付 則(平成 23 年 6 月 6 日区長決裁 23 北地地第 1433 号)

この要綱は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。

付 則(平成 24 年 6 月 11 日区長決裁 24 北地地第 1345 号)

この要綱は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。

付 則(平成 26 年 5 月 20 日区長決裁 26 北地地第 1280 号)
この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日区長決裁 27 北地地第 2827 号)
この要綱は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

付 則(平成 29 年 4 月 17 日区長決裁 29 北地地第 1070 号)
この要綱は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

付 則(平成 31 年 4 月 26 日区長決裁 31 北地地第 1197 号)
この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

付 則(令和 3 年 12 月 14 日区長決裁 3 北地地第 2631 号)
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(要綱第4条関係)

項目	必要書類の内容
提案事業に関する書類	1 団体概要(別記第1号様式の3) 2 実施計画書(別記第1号様式の4又は5) 3 継続計画書(別記第1号様式の6) 4 収支予算書(別記第1号様式の7) 5 継続収支予算書(別記第1号用紙の8)
提案団体に関する書類	1 団体設立目的、運営方法等に関する書類(設立趣意書、定款、会則、経理規定、総会資料等) 2 団体構成員名簿等(5人以上で構成されている事がわかるもの) 3 年間活動計画書及び年間収支予算書(直近のもの) 4 過去2年間の事業報告書及び収支決算書 (設立後2年を経過していない団体については直近のもの) 5 活動内容に関する書類(チラシ、パンフレット等) 6 事業申請の承認に関する理事会等の記録